

事務連絡
平成22年1月15日

各

都道府県
政令市
特別区

 新型インフルエンザワクチン担当部局 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

健康成人への接種開始について

日頃より、新型インフルエンザ対策にご協力を賜り有り難うございます。

本日（平成22年1月15日）開催された、薬事・食品衛生審議会薬事分科会の審議結果等を踏まえ、健康成人への接種開始等につきまして下記のとおりといたしますのでご連絡いたします。つきましては、貴管内の関係機関及び市町村への周知をお願いいたします。

記

1. 本日開催の分科会での審議の結果、輸入ワクチン2品目について、薬事法第14条の3の規定による特例承認が1月20日付でなされることとなりました。今後、輸入ワクチンの流通が開始されることや現在のワクチンの供給状況等を踏まえ、新型インフルエンザワクチン接種事業の健康成人への接種を開始することといたします。
2. 具体的には、各都道府県において、すべての優先接種対象者グループ（高齢者まで）について接種が開始されていることを前提として、国産ワクチンの次回出荷（1月29日出荷（注））分から接種開始といたします。
ただし、接種開始時期は、各都道府県の判断により、接種状況等を踏まえ、それより前とすることを可能といたします。

（注）医療機関に供給されるまで出荷後1週間後から10日間程度の期間を要する。

3. また、健康成人への接種を開始するに当たって、別添1及び2のとおり、「新型インフルエンザワクチンの接種に関する実施要綱」（平成22年1月15日厚生労働省発健0115第9号）及び「新型インフルエンザワクチンの接種に関する実施要領」（平成22年1月15日厚生労働省発健0115第10号）を改定しましたので、併せてお知らせいたします。

別添1及び2に示した実施要綱、実施要領については、後日、別途郵送させていただきます。

4. なお、輸入ワクチンの流通を踏まえた「新型インフルエンザワクチンの接種に関する実施要綱」の改定等については、後日改めてご連絡いたします。

以上